

認定職業訓練について

1 職業訓練の認定

事業主等の行う職業訓練のうち、教科、訓練期間、設備等について厚生労働省令で定める基準に適合して行われているものは、申請により訓練基準に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができ、この認定を受けた職業訓練を認定職業訓練という。（法的根拠 職業能力開発促進法第13条、第24条）

2 認定職業訓練に対する助成

名	称	助成対象者	助成の要件等	助成者及び助成率
認定訓練助成事業費補助金	運営費	中小企業事業主又はその団体若しくはその連合団体	中小企業事業主が単独又は共同して行う認定職業訓練（長期間課程及び短期間課程）の運営に要する経費	国 1/3 都道府県 1/3
	施設・設備費	都道府県、市町村、職業訓練法人（中小企業事業主の団体に限る）等	中小企業事業主の団体等が行う認定職業訓練のための職業訓練共同施設の設置及び職業訓練共同設備の設置又は整備に要する経費	都道府県が設置する場合 国 1/3 市町村、職業訓練法人が設置する場合 国 1/3 都道府県 1/3
広域団体認定訓練助成金	運営費	中小企業事業主の団体（構成員が2以上の都道府県にわたるもの）又はその連合団体	中小企業事業主団体又はその連合団体が共同して行う認定訓練（長期間課程及び短期間課程）の運営に関する経費	全国団体（2万人以上の訓練） 国 2/3 広域団体（全国団体以外） 国 1/2

※ 補助金の体系（間接補助）

